

役 員 報 酬 規 程

社会福祉法人近代老人福祉協会

社会福祉法人近代老人福祉協会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人近代老人福祉協会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づく評議員及び役員等の報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、所定週平均2日以上業務にあたる者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、法人と委任関係にある役員等の職務執行の対価として支払われるものであって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務執行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等の職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、報酬の受取を辞退する役員等については、支給しないものとする。

- (1) 評議員の報酬については、各年度の総額が定款に定める金額の範囲内で、評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、別表第1に基づき支給する。
- (2) 役員等の報酬については、各年度の総額が3,000万円を超えない範囲で次の区分により支給する。
 - ① 常勤役員に対しては、職務執行の対価として、別表第2に基づき支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。
 - ② 非常勤役員等の報酬は日額とし、理事会等法人業務への出席の都度及び監事の監査業務の都度、別表第3に基づき支給する。

(報酬等の支給日)

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号の区分により支払うものとする。

- (1) 常勤役員に対する報酬は、毎月15日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときには職員の給与規程第5条に準じた日とする。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬は、会議への出席など業務執行の日から遅滞なく支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬等は、原則として、銀行振り込みで支給する。ただし、本人から申し出があったときは、現金により支給することができる。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用の弁済)

第6条 役員等がその職務を行うために要した費用を弁償する。

- 2 費用の弁償の額は実費とする。ただし、旅費については法人の旅費規程に基づき算出されるものとする。
- 3 費用の弁償の請求があったときには、原則として、遅滞なく銀行振り込みで支払うものとする。ただし、本人から申し出があったときは、現金により支払うことができる。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経た後、評議員会の同意を得て行う。

附 則 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成24年11月1日から施行する。

附 則 この規程は、平成31年1月22日から施行する。

別表第1（第3条第1号）

評議員

報酬日額（1人当たりの手取額）	
会議出席	20,000円

別表第2（第3条第2号-①）

常勤役員

役職	月額報酬の上限
理事長	1,300,000円
常務理事	900,000円

別表第3（第3条第2号-②）

非常勤役員

役職	報酬日額（1人当たりの手取額）		
	会議出席	業務執行	監査業務
理事	20,000円	20,000円	—
監事	20,000円	—	20,000円

※評議員選任・解任委員の報酬日額は、20,000円とする。